

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	1,227,806	184,171	93,346	12,188,956	13,510,108	184,171
社	債	2,443,633	366,545	7,845	27,608,112	30,059,590	366,545
預貯金	郵便貯金	—	—	—	—	—	—
	銀行預金	81,189,566	12,178,435	2,695,315	10,524,718	94,409,599	12,178,435
	銀行以外の金融機関の預金	29,825,240	4,473,786	2,094,684	18,685,675	50,605,599	4,473,786
	勤務先預金	3,478,600	521,790	5,690	—	3,484,290	521,790
合同運用信託の収益の分配		329,166	49,375	36,747	8,367	374,280	49,375
公社債投資信託の収益の分配等		48,606	7,291	—	—	48,606	7,291
小 計		118,542,617	17,781,393	4,933,627	69,015,828	192,492,072	17,781,393
定期積金の給付補てん金等		1,680,333	252,050	—	249,790	1,930,123	252,050
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		675,676	98,013	12	—	675,688	98,013
割引債の償還差益		—	—	—	—	—	—
計		120,898,626	18,131,456	4,933,639	69,265,618	195,097,883	18,131,456

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息	千円 104,768,173	千円 20,857,572	千円 9,242,651	千円 30,584,335	千円 2,164,615	千円 144,595,159	千円 23,022,187
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	7	1	8,163	196,269	14,678	204,439	14,679
計	104,768,180	20,857,573	9,250,814	30,780,604	2,179,293	144,799,598	23,036,866

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	11,473,411	803,811

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 2,417,679,607	千円 86,876,894	千円 4,722,412,948	千円 262,112,894	千円 7,140,092,555	千円 348,989,788
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	3,665,696	133,261	80,434,959	1,201,150	84,100,655	1,334,411
	計	2,421,345,303	87,010,155	4,802,847,907	263,314,044	7,224,193,210	350,324,199
退 職 所 得		223,296,808	3,324,827	228,358,458	5,464,218	451,655,266	8,789,045
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		—	—	—	—	—	—

調査対象等：給与等の支払者から平成21年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成20年2月から平成21年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 **法定調書**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	9,068,955	1,238,738
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	53,320,436	6,987,191
	診療報酬	128,331,570	11,258,894
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	53,162,054	3,499,814
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	2,004,856	206,135
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	8,075,425	441,882
	契約金・賞金	1,976,037	57,042
	小 計	255,939,333	23,689,696
法第203条の2該当（公的年金等）		11,611,776	304,846
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		229,889,040	962,194
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		245,668	8,347
計		497,685,817	24,965,082
災害減税法により徴収猶予したもの		—	—

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成21年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成20年2月から平成21年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額			源泉徴収税額
	課税分	非課税又は 免税分	総 額	
	千円	千円	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	134,825	—	134,825	4,459
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	6,757,698	—	6,757,698	299,149
匿名組合契約に基づく利益の分配	300,310	—	300,310	60,062
給 与 ・ 賞 与 等	1,126,260	300,213	1,426,473	225,252
退 職 手 当 等	28,040	3,356	31,396	5,608
人 的 役 務 の 報 酬	955	—	955	191
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	992,985	918,168	1,911,153	198,597
著作権の使用料又はその譲渡による対価	29,015	19,734	48,749	5,803
貸 付 金 の 利 子	284,975	192,026	477,001	56,995
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	94,860	1,347	96,207	18,972
機 械 等 の 使 用 料	—	—	—	—
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	10,250	—	10,250	1,025
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	996,450	44,550	1,041,000	199,290
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	—	—	—	—
賞 金	—	—	—	—
合 計	10,756,623	1,479,394	12,236,017	1,075,402

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。